

「特別講演」 病院内における迷惑行為と法

↳ 判例を踏まえた対応方法 ↳

弁護士・ニューヨーク州弁護士

大阪大学大学院医学系研究科

招聘教授 阿部隆徳

抄 録

病院内における患者家族による

迷惑行為が深刻になっている。医

療者は、患者家族による暴言暴力、

治療方針強要、医療費の未払い・

支払い拒否が、刑法上の脅迫罪、

威力業務妨害罪、恐喝罪、暴行罪、

傷害罪、器物損壊罪、不退去罪、

強要罪等に当たりうることを知れ

ば、毅然とした対応を行うことが

可能になる。裁判等を想定し、ど

のような暴言暴力があつたのかを

具体的に記録し、証拠化すべきで

ある。暴言暴力や医療費の不払い

から直ちに応召義務を免れるわけ

ではないが、他の患者への危険を

伴う場合等には応召義務を免れる

こともありうる。謝罪要求への対

応は難しいが、裁判官は一般的に

は他の要因を考慮せずに謝罪だけ

をもって責任を認めたものと認定

することはないので、医療者は、

謝罪が紛争を早期に解決する可能

性を勘案して、謝罪に対する柔軟

なアプローチをとるべきである。

文書発行要求については、一旦作

成した念書・示談書・和解契約書

等の取消は極めて困難であり、弁

護士が介入しない念書等の作成は

極めて危険である。説明・開示が

機能しないときには、医療者側か

ら調停を起こすことよつて、紛

争を早期に解決することが可能で

ある。